葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称)當麻複合施設指定管理者募集要項

令和7年8月 葛城市

## | 指定管理者の募集

葛城市(仮称)當麻複合施設(以下「複合施設」という。)の管理運営において、複合施設の基本理念に基づき、豊富な経験、独自の技術や知識を活用しながら、効果的な複合施設の管理運営を行い、複合施設の設置目的を達成し、その効用を最大限に発揮するため、又、複合施設の開館に向けて、現在直営により運営中の葛城市立當麻図書館(以下、「現當麻図書館」という。)の運営状況を把握するとともに、図書館資料の分類整理や配架準備等の開館準備業務を効果的、効率的に実施し、現場での経験を踏まえてスムーズに複合施設の運営につなげるため、「葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例」及び「葛城市立図書館条例」の規定に基づき、複合施設及び現當麻図書館の指定管理者を公募し、その選定を行う。

## 2 複合施設の設置目的

複合施設は、市民の生涯学習推進の拠点であると同時に、学習・文化・子育で・まちづくりを中心とした、市民活動の拠点でもあり、めざすは、市民・企業・ボランティア・NPO等、そして市職員が共に地域の価値を創造する、「地域共創のひろば」と設定し、「場をひらき、人をむすび、共にまちを育む、私たちのひろば」を管理運営の基本理念とする。新たな魅力ある施設とそのサービスが、これまで公共施設を利用している人々に加えて、これまで公共施設の利用がなかった人々や、未来を担う子どもたちをも惹きつけ、わくわくするような多様な出会いや発見(セレンディピティ)、そして活動や交流が生まれることを期待している。

# 3 指定管理の概要及び対象施設

複合施設は、令和9年 | 月に竣工、令和9年 4 月に開館を予定している。また、複合施設の指定管理者は、令和7年 | 2 月に葛城市議会の議決により決定する予定である。

指定管理者は、複合施設の管理運営に加えて、複合施設が開館するまでの間、現當麻図書館の運営及び複合施設の開館準備業務(機運醸成、広報、イベント企画等を含む。)を令和8年4月1日より行うものとする。

なお、現當麻図書館は休館日等を除き自由に出入りできることから、現地見学は任意に 実施することとする。ただし、自由に立ち入りできない場所の確認を希望する場合は、事 前に事務局まで連絡すること。

### (1) 葛城市(仮称) 當麻複合施設

所在地 葛城市竹内 256 番地 9

施設の面積 約 4,230 ㎡

主な施設構成 葛城市市民活動センター(約1,620 ㎡)

葛城市立當麻図書館(約 1,460 ㎡)

葛城市役所當麻庁舎(約 1,150 ㎡)

建物概要 令和 9 年 | 月竣工(予定) 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、地上 3 階、地下 | 階

## 表 | 各構成施設の開館時間のイメージ

TTT (A\$000)		8:00	0			9:00	)				16:0	00			17:0	0			18:0	00			19:0	00			20:	00			21:0	0	_	_
①平日(全館開館)		0	15	30	45	0	15	30	45	~	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45
(/C1L) #h+++ A #=0.	開館時間																																	_
(仮称) 當麻複合施設	総合案内		Т														Г	П						П	Т	Т		Т	T					
市民活動センター	利用可能時間																																	
中氏活動センター	受付時間		Π																1									T	T	Г				
	利用可能時間																																	_
當麻図書館	受付時間																											1	T	T				
	自動貸出機																																	
當麻庁舎	受付時間																																	_
土・日曜日・祝日(當麻庁舎のみ休館		8:00	0			9:00	)			_	16:0	00			17:0	0			18:0	00			19:0	00			20:	00			21:0	0		
ET. D#11.1711 (B)	林川音のの外語)	0	15	30	45	0	15	30	45		0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45
(仮称) 當麻複合施設	開館時間		<u></u>																								L		<u> </u>					
(以小) 由州该口池以	総合案内																																	
市民活動センター	利用可能時間																																	
1750/日勤 ピング	受付時間																																	
	利用可能時間			L																					1					<u> </u>				
當麻図書館	受付時間			L																										<u> </u>				
	自動貸出機																																	
當麻庁舎	受付時間																																	
③館内整理日(當麻庁舎	のみ開館)	8:00	0			9:00	)			~	16:0	00			17:0	0			18:0	00			19:0	00			20:00				21:0	0		
● 四L1正本口 (用W/1日		0	15	30	45	0	15	30	45		0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45
(仮称) 當麻複合施設	開館時間		L																							L								
(IX-1)-) HAVE LIBER	総合案内																																	
市民活動センター	利用可能時間													L							L							L						
-1-50/H-#1 C 5 7:	受付時間																																	
	利用可能時間			L										L			L				L				1		1	<u></u>		1				
當麻図書館	受付時間																																	
	自動貸出機																																	
當麻庁舎	受付時間																		l								1						.	

## (2) 現當麻図書館

所在地 葛城市長尾 89 番地 |

施設の面積 約756 ㎡

開館時間 9:00~17:00

休館日 ア 毎週火曜日及び第2・第4水曜日

イ 整理休館日(年 14 日)

蔵書数 約8万3千冊(令和7年8月現在)

## 4 複合施設の整備に係る計画等

- 葛城市當麻複合施設整備基本方針(令和4年7月)
- 當麻複合施設整備基本計画(令和5年6月)
- (仮称) 當麻複合施設管理·運営基本方針(令和5年10月)
- (仮称) 當麻複合施設管理·運営計画(前編)(令和6年3月)
- (仮称) 當麻複合施設基本設計(令和6年7月)
- (仮称) 當麻複合施設設計(管理・運営計画(後編)を含む)(令和7年3月)
- 蔵書計画\_概要版

## 5 指定管理者の業務概要

#### (1) 指定管理者の業務範囲

指定管理者の基本的な業務範囲(以下、「指定管理業務」という。)は以下のとおりである。具体的な業務内容については別紙「葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称)當麻複合施設指定管理業務要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照すること。

- ① 複合施設全体(當麻庁舎を除く)の管理運営に関する業務
  - 1. 統括マネジメントに関する業務
  - 2. 市民活動センターの運営に関する業務
  - 3. 當麻図書館の運営に関する業務
  - 4. 総合案内に関する業務
  - 5. プレイスペースの管理に関する業務
- ② 複合施設全体(當麻庁舎を除く)の開館準備に関する業務
- ③ 現當麻図書館の運営に関する業務(建物の維持管理業務を除く)

### (2) 指定の期間

令和8年4月 | 日から令和 | 4年3月31日

- ※管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。
- ※複合施設は令和9年 | 月に竣工し、令和9年4月に開館・供用開始する予定であり、現當麻図書館は令和8年 | 2月末をもって閉館予定。
- ※上記指定の期間のうち、令和8年4月から令和8年12月までは現當麻図書館の 運営期間、令和8年4月から令和9年3月までは複合施設の開館準備業務期間と なり、複合施設の運営は令和9年4月からの予定である。
- ※具体的な業務内容・スケジュールは、要求水準書を参照すること。

## 表 2 本事業に関連するスケジュール (予定)

	令和	7年度		令和	8年度											令和!	9年度	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
・指定管理者による 現當麻図書館の運営																		
・現當麻図書館の休館中の対応															N			
・複合施設開館準備業務・機運醸成・広報・イベント企画															<b> </b>			
・複合施設開館(予定) ・指定管理者による運営開始																~R1	4/3,	/31

### 6 利用料金の取扱い

複合施設の管理運営にあたっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設や附属設備の利用料金や、指定管理者自らが企画、実施する自主事業等の収入を自らの収入として扱うことになるため、適切な経理を行うこと。

ただし、マルチコピー機による証明書交付事務において発生する手数料に関しては J-LIS の「証明書等自動交付サービス契約約款」に従うものとし、指定管理者はマルチコピー機の管理・運営をすること。なお、実際の運用に関しては市との協議のうえで決定する。

## 7 指定管理料

### (1) 指定管理業務に係る会計年度

指定管理業務に係る会計年度は4月 | 日から翌年3月3| 日までとする。

## (2) 指定管理料

指定管理料は、指定管理業務に要する経費から利用料金、自主事業の参加費及びその他の収入等を差し引いた金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、市の予算の範囲内において指定管理料を決定する。なお、指定管理料の支払時期、方法、精算に関しては、毎年度の年度協定において定めることとする。

各年度の指定管理料については、物価や人件費などの諸費用高騰を踏まえ、毎年度、 市と協議のうえ定めることを予定している。協議の結果によっては、事業内容の見直し を行い、これに伴って指定管理料についても増減する。

### (3) 指定管理料の提案方法

指定管理料は、以下に示す年度毎の参考価格(① 指定管理料の参考価格)を目安として、年度毎に収支計画書を提案すること。(様式 8 に記載をすること)

年度毎の提案価格を合計した金額は、818,200,000円(指定期間上限額)を上限とする。

また、提案上限額以下の提案とすることを原則とするが、複合施設コンセプトの実現等に、より効果的であると捉える事項に関しては、年度毎の提案上限額を上回る提案も可能とする。指定管理料の構成及び考え方については仕様書を参考とすること。また、提案上限額を上回る場合は、様式8の収支計画書に詳細を明記すること。なお、指定管理者候補として選定された後、提案内容及び指定管理料について改めて協議したうえで決定する。

### ① 指定管理料の参考価格(消費税及び地方消費税を含む。)

指定	足期間上限額	818,200,000円
各年	F度別	
	令和8年度	84,000,000 円
	※令和 8 年度の指定管理料には、開館準	備業務費を含む。
	令和 9 年度	143,900,000 円
	令和 10 年度	145,300,000 円
	令和    年度	146,800,000 円
	令和 12 年度	148,300,000円
	令和 13 年度	149,900,000 円

### ② 想定される主な支出費目

人件費(給与・通勤手当等)、報償費、旅費、運営費(消耗品費、備品費、燃料費、 印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、賃借料等)、企画運営事業費、図書等の 資料購入費、光熱水費等

## (4)区分会計・管理口座の独立

指定管理業務に関わる収入及び支出は、指定管理者となる法人その他の団体(以下、「法人等」という。)及び当該法人等の実施する他の事業に関する収入及び支出と完全に区分し、専用の独立した口座を用意し、管理すること。

#### (5) 指定管理料の精算

光熱水費は、年度毎で実際の費用に応じて精算をする。なお、精算方法等については、 協議のうえで決定する。

また、指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、収支計画よりも 利用料金収入や事業収入の増加については、新たな備品購入など、サービス向上のため の投資などを市としては期待している。

利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行わない。

### (6) 備品の所有権等

市が複合施設に設置する備品は市の所有とし、その使用及び保管には十分注意すること。その他の指定管理業務上必要な備品その他の物品は、指定管理者が購入又は調達するものとし、指定管理者が購入又は調達した備品その他の物品の所有権の帰属は、市と締結する協定に基づき決定するものとする。

なお、指定管理者が調達するもので市の所有として設定するものとして、以下を現時 点では想定している。

- 図書館資料関連
- 指定管理業務の中で市との協議を経て購入した備品
- その他、指定管理業務終了時に市との協議で定められたもの。

## 8 応募資格・応募条件

### (1) 応募資格

複合施設の指定管理者としての管理運営、経営、資産及び人的又は組織的能力について、安全性、安定性及び適格性を持ち、応募日現在において、次のすべての条件を満たすことのできる法人等とし、個人での応募はできない。

なお、応募後においても、次のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、失格とすることがある。

- ① 国税・都道府県税・市町村税等の租税、社会保険料・労働保険料等の保険料及びその他の公租公課を滞納していないこと。
- ② 会社更生法 (平成 | 4 年法律第 | 154 号) の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 | 1 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ③ 破産法(平成 | 6 年法律第 75 号)の規定による破産の申立てを行っている者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、本市 における入札参加を制限されている者でないこと。
- ⑤ 法人等又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団等(以下「暴力団等」という。) 又はその構成員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 法人等又はその代表者が、暴力団等又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- ⑦ 本公募の日から過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。 仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みで あること。
- ⑧ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない法人等でないこと。
- ⑨ 次に該当する者が役員となっていないこと
  - 破産者で復権を得ない者
  - 法律行為を行う能力を有しない者
  - 禁錮以上の刑又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執 行を受けることがなくなるまでの者
  - 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 暴力団等の構成員
- 本公募における指定管理者選定委員会の委員である者

#### (2) 応募条件

複合施設は、市民活動センター機能及び図書館機能を有する複合施設であり、指定管理者には、各機能における適切な管理運営だけでなく、複合施設としての連携体制の構築が求められる。そのため、指定管理者に応募する者は、次の条件を満たすこと。

- ① 前記「(I) 応募資格」を満たす法人等又は複数の法人等により構成された共同事業 体であること。
- ② 法人等又は共同事業体の構成員が、複合施設を構成する機能と類似の機能を持った施設又はそれらの複合施設の指定管理者として、業務実績を有することは求めません。ただし、業務実績を有する場合は、評価対象とするため、事業計画書(様式第2-1号)に主なものについて記載すること。
- ③ 複合施設の指定管理業務に先立ち、現當麻図書館の管理運営及び複合施設の開館準備業務が実施可能であること。
- ④ 共同事業体による応募の場合には、構成するすべての団体が前記「(1) 応募資格」 ①から⑨の条件を満たすとともに、応募時に当該共同事業体を代表する法人等及び 構成する法人等を記載した「共同事業体協定書兼委任状(様式 5)」を提出し、ま た、選定後協定締結時までに責任分担を明確に定めた協定を締結し、協定書の写し の提出が可能であること。
- ⑤ 単独で応募しようとする法人等が、他の共同事業体の構成員となっていないこと。 また、共同事業体として応募しようとする法人等が、複数の共同事業体において重 複して構成員となっていないこと

### (3) 失格

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外する。

- ① 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- ② 応募に際して不正行為があった場合
- ③ 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- ④ 応募資格・応募条件に違反する事項が認められた場合
- ⑤ 同一の法人等又は共同事業体が2件以上の応募を行った場合

# 9 応募の手続き

# (1) 募集要項及び申請書類の配布期間

配布期間 令和7年8月20日から令和7年10月31日まで 配布場所 葛城市役所 新庄庁舎4階 庁舎機能再編推進室 葛城市中央公民館 生涯学習課

## (2)提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

### ① 応募者に関する書類

### 1. 応募書類

- 指定管理者指定申請書(様式第 I-I 号又は第 I-2 号)
- 事業計画書(様式第2-1号、別紙 | 及び別紙2)
- 誓約書(様式3)
- 葛城市暴力団排除条例に係る誓約書(様式 4)

### 2. 資格審查書類

提	出資料一覧
1	応募書類一式
2	営業所一覧表(任意様式)
3	履歴事項全部証明書等(写し可)
4	定款の写し
5	応募書類の提出日の属する事業年度の前年度を含め、過去2年間の貸借対照表及び損
5	益計算書
6	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
	納税証明書「その3の3」(写し可)
7	※提出日前3か月以内発行のもの
	※所管税務署にて発行
8	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの

# ② 提案に関する書類

- 事業提案書(様式第2-1号別紙2、様式第2-2号及び別紙)
- 指定管理料に係る調書及び収支計画書(様式8及び別紙)

# ③ その他の書類(必要に応じて)

• 共同事業体協定書兼委任状(様式5)

- 質疑書(様式6)
- 参加辞退申請書(様式7)

## (3)申請書類等の提出期間

#### ① 応募者に関する書類

提出期間 令和7年8月20日から令和7年9月12日まで 市役所閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで ※郵送の場合は、令和7年9月12日必着とする。

提出場所 葛城市役所 新庄庁舎 4 階 庁舎機能再編推進室

提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに 提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとすること。

提出書類 「(2) ①応募者に関する書類」の通り

審査結果 令和7年9月 | 9日に審査結果をメール又は電話で通知し、後日、 「応募資格審査結果通知書」を送付する。

### ② 提案に関する書類

提出期間 令和7年9月22日から令和7年10月31日まで 市役所閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで ※提出する日時を提出予定の前日までに連絡をすること

※提出期間最終日(10月31日)は正午までとする

提出場所 葛城市役所 新庄庁舎 4階 庁舎機能再編推進室

提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに 提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとすること。

提出書類 「(2) ②提案に関する書類」の通り

## (4) 第 | 回 質疑受付期間・回答期限(書面)

受付期間 令和7年8月20日から令和7年9月1日まで

回答期限 令和7年9月8日まで

提出方法 質疑書(様式6)を電子メールにて提出すること。

なお、送信後に電話により受信確認すること。

提出先 choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号 0745-44-8217

回答方法 個別回答(電子メール)とする。

なお、市で公開が必要と判断した回答は、ホームページに掲載する。

### (5) 第2回 質疑受付期間・回答期間(個別対話)

第2回質疑回答は個別対話による回答を想定している。

個別対話を希望する場合は、指定管理指定申請書(様式第 1-1 号又は第 1-2 号)に希望の有無及び希望日時を記入して提出すること。申請書提出後に日時の調整を行い、詳細については資格審査結果通知時に通知する。リモートでの対話も可能とするが、リモートを希望する場合は、ミーティングの主催者として環境を整えること。

受付期間 令和7年9月9日から令和7年9月22+9日まで

回答期間 令和7年10月1日から令和7年10月3日まで

提出方法 質疑書(様式6)を電子メールにて提出すること。

※件名は「(仮称) 當麻複合施設指定管理業務 第2回質疑書【法人等名 称】」とすること。

なお、送信後に電話により受信確認すること。

提出先 choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号 0745-44-8217

回答方法 個別対話とする。

ただし、個別対話の希望がない場合は、個別回答(電子メール)とする。 なお、市で公開が必要と判断した回答は、ホームページに掲載する。

### (6) 事業提案書に係る留意事項

## ① 事業提案書記載要領

- 提案書は正本 | 部、副本 | 4 部提出すること。
- 提案書はファイル(リングファイル等)に一式を綴じて提出すること。
- 様式番号にインデックスタイトルを付け、ファイルの表面と背表紙に「葛城市(仮 称) 當麻複合施設指定管理業務 提案書」と記入すること。
- 副本には、会社名及び応募者が特定されるような記載はしないよう留意すること。
- 各様式上部に記載の指示に従って記載すること。また、様式記載内容は削除して 記載すること。
- 提案書の制限枚数は、次ページの②に従うこと。
- 提案書用紙サイズは、指定のA4換算枚数に応じて記載すること。※例:A4換算2枚以内指定の場合は、A4で2枚かA3でI枚以内となる。
- 必要に応じて文章を補足・説明する図・表・写真を入れてわかりやすく表現する こと。

- 提案書で使用する文字は原則 10.5 ポイント以上とすること。なお、図・表・写真の文字についてはこの限りでないが、文字が十分に読みとれる程度とすること。
- 提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-R又はDVD-RをI枚 提出すること。

## ② 事業提案書(様式第2-2号)の上限枚数

事業提案書における様式毎の上限枚数は、以下のとおりとする。各様式の制限枚数に加えて、A4 換算 4 枚以内で提案枚数の追加を認めるものとし、4 枚の割振りについては自由とする。また、事業提案書の提案上限枚数は A4 換算 40 枚とする。

表3 事業提案書の内訳と上限枚数

	評価項目	上限枚数
1)	管理運営の基本方針と意欲	2枚
2)	業務の考え方と事業実施への体制・方策	4 枚
3)	統括マネジメント業務	4枚
4)	市民活動センター機能の運営業務	4 枚
5)	図書館機能の運営業務	4枚
6)	各機能の企画・運営に関する業務	4枚
7)	滞在環境への提案	2枚
8)	施設管理業務	2枚
9)	現當麻図書館運営	2枚
10)	開館準備業務	2枚
11)	業務費・収支計画・経費の節減	4 枚
12)	その他(提案の概要書等)	2枚
	上限枚数の合計	36 枚
	追加可能枚数	4 枚
	事業提案書の合計枚数	40 枚

## (7) 指定管理者の選定方法

複合施設の指定管理者の選定は、事業の目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は 60 点以上とし、提案事業者が I 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば優先交渉権者とする。審査基準等の詳細については、「葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称)當麻複合施設指定管理者選定基準」のとおり。

また、提出された提案の理解を深め、適切な審査・評価につなげるため、プレゼンテーション・ヒアリングの実施を予定している。プレゼンテーションには、統括責任者候補を同席させることが望ましい。

なお、実施日時については、現時点では令和7年 II 月 6 日を予定しているが、資格審査結果の通知時に正式に通知する。

### (8) 応募辞退

書類提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退申出書(様式 7)を提出すること。また、提出期限までに申請書類等を提出しない者は、応募を辞退したものとみなす。

## 10 募集及び選定スケジュール

募集及び選定の主なスケジュールは以下の通りである。

表 4 募集及び選定スケジュール

指定管理者募集要項の配布開始	令和7年8月20日(水)
第1回質疑受付終了	令和7年9月1日(月)
第   回質疑回答	令和7年9月8日(月)まで
「応募者に関する書類」の提出締切	令和7年9月12日(金)
応募者への資格審査結果の通知	令和7年9月19日(金)
第2回質疑受付終了(必要に応じて受付)	令和7年9月22(月)
第2回質疑回答(対話による個別回答)	令和7年10月1日(水)から 令和7年10月3日(金)まで
「提案に関する書類」の提出締切	令和7年10月31日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年 II 月6日(木)予定 詳細は別途通知
選定結果の通知及び公表	令和7年  月  日(火)以降

指定管理者候補者と基本協定に係る仮協定の締結	令和7年11月20日(木)目途
議会の議決(指定管理者の指定)	令和7年12月予定
開館準備業務の開始	令和8年4月1日(水)
現當麻図書館の管理運営の開始	令和8年4月1日(水)
複合施設の管理運営の開始	令和9年4月上旬予定

## | 1 その他留意事項

- ① 本件の公募に関して、応募者が支出した費用、応募者が提供したノウハウの対価等に ついては、市は補填その他一切の支払等は行わない。
- ② 提出書類は、葛城市情報公開条例(平成 16 年条例第7号)及び葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第30号)の規定に基づき、非公開とすべき 箇所を除き、開示する場合がある。
- ③ 法人等の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した法人等に帰属する。なお、それらの書類を公表する場合は、市は法人等が提出した書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ④ 応募者 | 者につき提案は | 件のみとする。
- ⑤ 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁止する。なお、接触の事実が 認められた場合は失格となることがある。
- ⑥ 指定期間の終了又は指定の取消しにより、後任の指定管理者に管理運営業務を引き継 ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料等を提供すること。
- ⑦ 指定管理者が正当な利用なく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。また、協定の締結までに事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。これらの場合、指定管理者の指定を取り消された者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- ⑧ 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で複合施設を使用する場合は、協力すること。
- ⑨ 複合施設の管理運営業務に当たり、指定管理者は法人市民税等の納税義務を負う場合がある。
- ⑩ 提案した内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として必ず実施すること。

## 12 問い合わせ先

◇事務局(公募に関する問い合わせ窓口)

総務部 庁舎機能再編推進室

住所: 〒639-2195 葛城市柿本 166 番地

葛城市役所 新庄庁舎 4 階

Mail: choshakinou@city.katsuragi.lg.jp

TEL: 0745-44-8217 FAX: 0745-69-6456

### ◇施設所管課

教育委員会 生涯学習課

住所: 〒639-2137 葛城市南藤井 17番地

葛城市中央公民館

Mail: shougai-gakusyuu@city.katsuragi.lg.jp

TEL: 0745-69-5131 FAX: 0745-69-6884

## 13 配布資料一覧表

- ① 本公募に係る配布資料は I. から 5. のとおりとする。資料の入手方法については、次のいずれかによる。
  - 葛城市ホームページからダウンロード
  - 葛城市役所新庄庁舎 4階 庁舎機能再編推進室にて配布 (CD-R)
  - 葛城市中央公民館 生涯学習課にて配布 (CD-R)
- ② 配布資料以外の資料の貸与等を希望する場合は、事務局へ問い合わせること。

## 1. 公募資料

葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称)當麻複合施設指定管理者募集要項
葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称)當麻複合施設指定管理業務要求水準書
葛城市立當麻図書館及び葛城市(仮称)當麻複合施設指定管理者選定基準
【様式第  -  号】指定管理者指定申請書
【様式第 I-2 号】指定管理者指定申請書_共同事業体
【様式第 2-1 号】事業計画書
【様式第 2-2 号】事業提案書
【様式 3】誓約書
【様式 4】暴力団排除条例に係る誓約書
【様式 5】共同事業体協定書兼委任状

	【様式 6】質疑書
	【様式7】参加辞退申出書
	【様式 8】指定管理料に係る調書及び収支計画書
2.	各種方針・計画等資料_策定年度順
	葛城市當麻複合施設整備基本方針_本編(令和4年7月)
	葛城市當麻複合施設整備基本方針_資料編(令和4年7月)
	葛城市當麻複合施設整備基本計画_本編(令和5年6月)
	葛城市當麻複合施設整備基本計画_概要版(令和5年6月)
	葛城市當麻複合施設整備基本計画_資料編(令和5年6月)
	(仮称) 當麻複合施設管理・運営基本方針(令和5年10月)
	(仮称) 當麻複合施設管理・運営計画_前編(令和 6 年 3 月)
	基本設計_概要資料(令和6年7月)
	実施設計_概要資料(令和7年3月)
	蔵書計画_概要版
3.	条例・規則等例規資料
<b>3.</b> □	<b>条例・規則等例規資料</b> 葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例
_	
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料 葛城市(仮称)當麻複合施設_平面·断面·立面図
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料 葛城市(仮称)當麻複合施設_平面・断面・立面図 葛城市(仮称)當麻複合施設_コンセント設備に係る図面一式
	葛城市(仮称) 當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称) 當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料 葛城市(仮称) 當麻複合施設_平面・断面・立面図 葛城市(仮称) 當麻複合施設_コンセント設備に係る図面一式 葛城市(仮称) 當麻複合施設_Wi-Fi 整備に係る図面一式
	葛城市(仮称) 當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称) 當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料 葛城市(仮称) 當麻複合施設_平面・断面・立面図 葛城市(仮称) 當麻複合施設_コンセント設備に係る図面一式 葛城市(仮称) 當麻複合施設_Wi-Fi 整備に係る図面一式
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料 葛城市(仮称)當麻複合施設_平面・断面・立面図 葛城市(仮称)當麻複合施設_コンセント設備に係る図面一式 葛城市(仮称)當麻複合施設_Wi-Fi整備に係る図面一式 當麻図書館_竣工図
	葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例 葛城市(仮称)當麻複合施設管理運営規則(案) 概要版 葛城市立図書館条例 葛城市立図書館管理運営規則 設計図面等資料 葛城市(仮称)當麻複合施設_平面・断面・立面図 葛城市(仮称)當麻複合施設_コンセント設備に係る図面一式 葛城市(仮称)當麻複合施設_Wi-Fi整備に係る図面一式 當麻図書館_竣工図